



労働基準監督官

～働く人々の安心と安全を守るために～



◎労働基準監督官とは

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

◎試験区分・採用状況

労働基準監督官A（法文系）、労働基準監督官B（理工系）があります。どちらの区分で採用されてもその後の処遇に違いはありません。※女性も多く活躍しています。

◎人事異動

採用後3年目及び4年目の2年間は他の労働局で勤務しますが、それ以外の期間は採用労働局（管内労働基準監督署を含む）で勤務します。

また、本人の希望や能力・適正により、厚生労働 本省での勤務も可能です。

◎若手労働基準監督官からのメッセージ

私は働く人の安全と職場環境を守るため、労働基準監督官を志しました。きっかけは大学の講義で、「石綿」に関する人体への影響であったり、労働災害の発生率などを学んだことからでした。

私自身、労働基準監督官はそういった労働災害に対して防止するというイメージを持っておりましたが、実際の現場では労働災害だけではなく、長時間労働や賃金未払いなど様々な相談に対応しなければならず、豊富な知識と経験が必要となる仕事です。

1年目は実地研修や中央研修を通して多くの現場を上司と同席したり、講義等を通して知識の習得を図ることができます。特に、中央研修では全国の同期と顔を合わせながら知識を身に付けることができるため、切磋琢磨し合う仲間とも出会うことができます。

研修が終了すると実際の現場で経験を積むことになります。業務の内容は多岐にわたりますが、特に労働基準監督官は司法警察員としての権限も有しています。そのため、法令違反を改善しない悪質な会社に対する捜査、送致などを行うこともあり、強い責任感が求められることもあります。ただ、日々の業務では労働者からの助けを求める声に応えたり、逆に使用者からの相談にも乗る中で、解決したときに感謝の言葉をもらったり、この仕事の意義とやりがいを感じることができます。

多種多様な仕事に対する知識が必要で柔軟な対応が求められる仕事ですが、やりがいもその分多いので、充実した仕事だと実感しています。（令和6年度 採用）



【連絡先】 沖縄労働局総務部総務課人事係 Tel.098-868-4003
那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎1号館（4階）
<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/home.html>